市指定史跡・天然記念物「鶴嶺八幡宮参道及び松並木」の越境について

1. 越境についてご相談

参道沿いで土地を所有されている方から浜之郷701番地付近の数本の松が越境しており、剪定・伐採をしてほしいというご相談があった。

2. 松の現況

現地調査の結果、越境している松は、東側No.80、83~85、87の5本であることを確認した。東側No.80は直径が50cm以上、東側83~85は直径15cm前後、東側No.87は50cm以上の松である。越境範囲は、東側No.80が幹の大部分、東側No.83~85が枝葉、東側No.87が上部2本ある幹のうち1本であった。いずれの松も樹勢あるが、東側No.87の越境している枝(幹)は新しい枝葉がない状態。

3. 対応

東側No.83~85については枝払い、東側No.87については適切な時期に剪定する方向で調整する予定。東側No.80については伐採となる。東側No.80・87については、伐採及び強剪定にあたるため、可能な限り松の保存にご理解ご協力をいただくよう調整。強剪定や伐採が避けられず、松が滅失することになる場合には補植を検討する。

<u>茅ヶ崎市浜之郷701番地付近(越境についてご相談)</u>

令和5年7月26日 茅ヶ崎市文化財保護審議会 資料2-2

